

ID: 1783

担当部署: こども福祉部 福祉室 監査指導課

処分の概要	評議員会の招集の許可		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第45条の9第5項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【根拠条文】 (評議員会の運営) 第45条の9 5 次に掲げる場合には、前項の規定による請求をした評議員は、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができる。 (1) 前項の規定による請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合 (2) 前項の規定による請求があつた日から6週間(これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間)以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成29年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日